

**平成17年度第12回定例会
町田市教育委員会会議録**

1、開催日	平成18年（2006年）3月3日	
2、開催場所	第三、第四会議室	
3、出席委員	委員長	富川 快雄
	委員	名取 紀美江
	委員	井関 孝善
	委員	岡田 英子
	教育長	山田 雄三
4、署名委員	委員長	
	委員	
5、出席事務局職員	学校教育部長	安藤 源照
	生涯学習部長	五十嵐 隆
	学校教育部参事（兼）	畑 久男
	教育総務課長	
	教育総務課管理主幹	飯島 博昭
	施設課長	井上 正一
	施設課主幹	金子 敬
	施設課主幹	河原 昭夫
	学務課長	牧田 惠次
	指導課長	梅原 哲
	指導課教育センター担当課長	田原 克人
	指導課副参事	坂本 修一
	指導主事	澤井 陽介
	指導主事	中嶋 建一郎
	社会教育課長	天野 三男
	社会教育課市民大学担当課長	砂田 勉
	社会教育課副参事（管理主幹）	細野 信男

社会教育課主幹	田 中 久 雄
スポーツ課長	荒 木 純 生
図書館長	手 嶋 孝 典
図書館副館長兼図書館副参事	守 谷 信 二
博物館副館長	畠 山 豊
公民館長	阿 部 君 子
ひなた村所長	岡 本 春 夫
大地沢青少年センター所長	深 澤 泉
国際版画美術館副館長	園 部 芳 徳
国際版画美術館主幹	河 野 實
書 記	砂 川 聡
書 記	堀 場 典 子
速 記 士	波多野夏香（澤速記事務所）

6、提出議案及び結果

議案第68号	町田市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について	原 案 可 決
議案第69号	町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について	原 案 可 決
議案第70号	教育委員会表彰について	同 意
議案第71号	平成17年度教職員に対する感謝状の贈呈について	同 意
議案第72号	学校医等の委嘱について	原 案 可 決
議案第73号	町田市公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程について	原 案 可 決
議案第74号	感謝状の贈呈について	同 意
議案第75号	校長・副校長の任命（新任）に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第76号	町田市体育施設条例等の一部を改正する条例（案）の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承 認
議案第77号	町田市体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則について	

原 案 可 決

議案第78号 町田市体育指導委員の委嘱について

原 案 可 決

議案第79号 平成17年（ノ）第61号債務不存在確認請求事件の調停の臨時専決処理に関し承認を求めることについて

承 認

7、傍聴者数 2名

8、議事の概要

午前10時開会

委員長 ただいまより第12回定例教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は岡田英子委員です。よろしくお願いいたします。

日程第1、月間活動報告に入ります。教育長から説明をお願いします。

教育長 それでは、2月3日、定例教育委員会以降の主な活動状況についてご報告をいたします。

今月につきましては、今年度最後の研究発表会が4校ございました。

まず、10日に鶴川第二小学校、14日に三輪小学校、17日に鶴川第三小学校、18日が鶴川中学校ということでございました。それぞれ委員さんにご出席をいただきましたので、また何かご感想等がありましたら、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、表に従ってですが、5日に創作童話作品発表会がひなた村でございました。これも各委員さんにご出席をいただきまして、ありがとうございました。

同じ日に、小中学生の書き初め展の授賞式ということで、これも恒例となっておりますが、町田市書道連盟が主催をするものでございました。出席をして、それぞれ教育委員会賞とか、そういうものを授与いたしました。

7日に、青少年問題協議会の定例会、定例会は年2回ございまして、協議会には、主に官公庁だとか、いろいろなところから出ておりますので、それぞれの情報交換ということで、私の方からは、中学生の職場体験を秋に行いましたが、その結果の報告と、来年度についても3期に分けて行うということで協力方をお願いいたしました。

9日、幼・保・小子ども連絡協議会が教育センターでございまして、幼稚園、保育園、小学校の連携が言われておりますが、それぞれ授業を見合うだとか、そういうふうなことを今後進めていきたいと思いますというふうなことで、また、幼稚園、保育園の関係の方には教

育センターを見学していただきました。

11日、大戸小学校のふれあい広場の活動報告ということで、新しい飼育舎のオープンとあわせて報告会がございまして、出席をいたしました。終日、非常に熱心に行われております。

15日に防災会議がありましたが、これは地域防災計画の修正版についての内容説明がございました。

同じ日に、東京都市教育長会がございまして、来年度の日程だとか、そういうものを中心に議論をいたしました。

16日は定例校長会というふうなことで、例月の行事でございます。

17日、中学校障がい学級スポーツ交流会が総合体育館でございまして、9校の障がい学級の生徒が参加をいたしまして、それぞれスポーツを楽しみました。

22日、中学生職場体験推進協議会ですが、これは今年度第4回目ですが、商工会議所を初め官公庁等々の各機関の代表の方にお集まりをいただいて、市長にもご出席をいただき、来年度、3回に分けて行いますので、またそれぞれの機関の皆様、来年度の事業所受け入れについて協力をお願いを中心にさせていただきました。

23日が南つくし野小学校でテレビ会議ということで、オーストラリアとの会議ですが、子どもたちが熱心に取り組んでいる姿を拝見いたしました。これも各委員さんご出席をいただきましたので、また何かご感想等がありましたら、よろしく願います。

24日は、小学校長会の研究発表会、これも恒例となっておりますが、6地区に分かれておりますが、3地区が口頭による発表というふうなことで、それぞれ今、教育の中で主幹制度の関係だとか、もろもろ話題になっていることについて1年間取り組んでいただいた内容を発表していただきました。

26日、公民館の障がい者青年学級の成果発表会ということで、この日は、ひかり学級の発表がございました。井関委員さんが参加されておりますが、丸が落ちておりますので追加をお願いします。明日、4日と5日に、あと2つの学級の発表会がございます。

28日は、ここのところで市議選、市長選がございましたが、新しい市議会議員さんと理事者、あるいは各種行政委員会委員長との初顔合わせがございました。

委員長 両部長から補足がございましたらどうぞ。

生涯学習部長 ございません。

学校教育部長 ございません。

委員長 では各委員から、参加しての感想、その他ありましたらどうぞ。

井関委員 では、2件ご報告というか、お願いというか、あります。

1つは学校のトイレですけれども、この1月、2月というのは学校に行く用がかなりあったんですけれども、藤の台小学校を訪問しましたら、トイレが非常に明るくて驚きました。新設校では本当にすばらしいトイレができていますけれども、古い学校でしたので特にそう感じました。これは新設ではないんですけれども、多分大規模改造工事がされた後なのではないかなと思うんですが、壁の色が明るくて蛍光灯の本数が多いということで、非常に明るい。床材も小さなタイル張りではなくて、長尺のロンリューム張りでした。

学校のトイレというのは、怪談によく出てきますけれども、暗くて、臭くて、いい感じのネタというのは余り取り上げられていないんですけれども、ある小学校の校長先生が、タイル張りはだめですよ。においが目地にしみ込んでしまってとれないというようなことを嘆いておられました。藤の台小はそれと対比的であったんですが、便器も貧弱じゃなかったと思っています。建物の古い学校ほどトイレはきれいにしたいというふうに思いますので、どうぞ改善にご努力をお願いしたいと思います。

もう1つは、科学教育センターですけれども、1月14日に中学校、2月18日に小学校の科学教育センターの開講式がありました。中学校は40名の生徒が年20回、小学校は約80名の児童が年に18回の科学教室に出席したわけです。土曜日に開催されていますので、クラブ活動や塾に行くのをつづした、そういう子も多いはずですが、しかし、この1年間で子どもの変化というのか、あるいは成長というんですか、それは非常に大きかったと思います。中学校の方では、小池指導主事が講評をされたんですけれども、初めに比べて大きく成長したと言っておられました。中学生の方は2年生ですので、昨年9月に行われた5日間の職場体験の効果も大きいんだと思いますけれども、見た感じ、大変成長したなと思いました。

中学校の方は、生徒の研究発表が都の中学校理科教育研究会で発表されて優秀賞を得ているそうです。一方、小学校の方は今年度で46回になるんですけれども、多くの先生方、OBの先生方が指導されています。特に校長先生方の大きな支援というのが特徴があると思います。開講式には7名も校長先生が出席されていました。

ただし、場所は旧忠生五小の2教室を使っていますので、無人で、電話はプリペイドの携帯1個、コピー機はなく、実験用品の納品ですが、それは教室の開かれている時間に指定せざるを得ないので、突然何か必要なものが出て、そこになければ終わりということ

になってしまうわけです。教育センターに教員の研修を目的とした理系教室をつくるという最初の計画があったと思いますので、早く実現すればいいなと思います。

最後に、来年度の計画がそろそろ決まる段階なんですけれども、小学校、中学校合同でノーベル賞受賞者のような著名な科学者の講演が聞けるというような機会も計画されているようですので、実現すると、子どもたちに与える影響は大きいのではないかなと期待しています。

岡田委員 2月3日、先月の定例教育委員会のすぐ後なんですけれども、東京都市町村教育委員会連合会研修会に委員4人で行ってまいりました。こちらの方は、かつてNHKでキャスターをされていた高島肇久さん、今は国連の方ですとか外務省のお仕事をされていて、話の内容としては、日本人がもっと国連の職員になってもいいというようなことから、国際的な子どもを育てるといような内容でお話をされていました。日本の若い人たちは、国連の職員に応募する人と国連側が欲しい人との需要と供給の資格的な問題資格というのは、大卒ですとか、大学院卒ですとか、十分に研究を積み重ねているとかというふうなところがなかなか合わないの、今のところ、日本人の職員が非常に少ないということを嘆いておられました。

その後、私の方から報告事項で感想で申し上げたいのは、まず鶴川中学校と南つくし野小学校、これはちょうどどちらも英語で、国際的な今の研修会の話ともつながるかもしれないんですけれども、インターネットを使って国際会議というような設定で、テレビを使ってという、南つくし野小学校の方は実際にニュージーランドの小学生と話し合いができて、それから鶴川中の方は、実際にはパキスタンの子どもたちと話をする予定だったんですが、地震の影響でちょっと接続が悪いということで、この日はALTの先生とお話をするというような機会でした。機械がそれほど迅速に反応するわけではないので、こちらから物を言って、すぐに向こうの反応があらわれるわけではなく、ちょうど昔のトランシーバーのような状態で、送話中には向こうの話は聞こえないという状態だったんですけれども、コミュニケーションということを考える意味では、そこが子どもたちにとってすごくいい経験だったかなというふうに私は見ておりました。

こちらが言ったことを向こうに伝わったかどうか、画面を見て、顔色を見て確認して、その上で向こうの言っていることをこちらが聞く。こちらが聞いていることも、こちらはちゃんとテレビ画面に映るようにして、自分の表情でわかったんだということを相手に悟らせて、こちらがまた送話するという、コミュニケーションの基本のところというのは、

今の子どもたちというのは割合にテンポの速い世の中で暮らしているので、自分の思いをばあっと伝えてしまって、相手がそれをわかっているかどうか確認し切れていないような場面に出会うことが多いんですけれども、今回のどちらの学校の経験でも、子どもたちは、相手がちゃんと自分の言っていることをわかっているかどうかを確認しないといけないうんだということを非常に体験したように思っていて、これはとてもいい経験だったというふうに感じております。

それから、2月22日に、これは余り公的な形で行ったわけではないんですけれども、名取委員と私とで、教育委員の情報交換会というような形で青梅まで行ってまいりました。そこで、おはなし会をやっているんだとか、そういったような話を聞かせてもらったんですけれども、お昼に障がいを持つ方たちのつくってくださったお弁当というのを出していただいて、やはり障がい者特別支援とかいろいろありますけれども、こうした形で最終的には社会に出て仕事をできるような状態にするというのが一番いいなというふうに感じました。

そのためには、青梅市の方でもボランティアの方の本当にものすごいご努力、ご協力をいただいているという話も聞いてきましたけれども、そういった形でできていて、そしてとてもおいしいお弁当で、こういった形というのは理想的だなというふうに感じてまいりました。

名取委員 創作童話の発表会なんですけれども、毎年毎年、子どもたちの発想の豊かさや想像力の豊かさにはとても驚かされます。本年度市長賞をもらった作品なんですけれども、どれも主人公がとても身近にいる人たちとなっていて、自分のおばあちゃんのことであったり、友達のことであったり、自分にかかわることの作品がいずれも市長賞に選ばれたということがとても印象的でした。

それから、各学校の研究発表会に行ってきました。鶴川二小ですけれども、特別支援教育ということについて、広く保護者の方々に理解してもらおうと校内委員会をつくったりして取り組んでおりました。また、障がい児学級の保護者の方と全児童の保護者の方との拡大茶話会という形で茶話会を行ってありまして、お互いに理解を深めた会になっているということをお聞きしました。この会がもっと充実されるものになればいいなというふうに感じて帰ってきました。

また、鶴川三小の研究発表会なんですけれども、これは報告会という形で行われました。普通の研究発表会に比べるとちょっと規模は小さいような感じでしたけれども、研究

発表に対して先生たちが児童たちのエピソードを交えながらの発表で、家庭的な雰囲気があり、内容的にはとても充実したものであったと思います。

委員長 ほかに特になければ、よろしいでしょうか。 それでは、以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第68号 町田市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第68号は、町田市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則についてでございます。

本件は、傍聴券発行の際に住所及び氏名の記載を求めていたのを不要な個人情報の収集であると考え、また傍聴時の禁止事項も市議会規則に倣い、条項をそろえるため改正をするものでございます。

一番最後の2枚目の裏に新旧対照表がございますが、左側が改正後、右側が改正前というふうなことで、傍聴券については、改正前は第2条のところで「受付簿に住所及び氏名を記入し」とございますが、それについては削除をするということです。

主には、第5条のところで「傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない」というふうなことで、(3)で鉢巻以下、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をすること、それから4番目で「撮影、録音等を行うこと。ただし、委員長の許可を得たときは、この限りでない」というふうなこと、あとは文言の整理等々でございます。そのようなことで改正をしたいという内容のものでございます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

井関委員 住所、氏名のことに関してですけれども、町田の教育委員会は、傍聴の場合は、人数が多い場合は番号でやったんだと思うんですけれども、抽せんでやって入れておられますけれども、広報を見ていると、よく審議会なんかは、あらかじめ連絡して人数をというような、定員が決められている場合ですね。こういうときは、氏名というか、連絡先を聞かざるを得ないようなことがあると思うんですけれども、別にそういう場合に聞いていけないということを言っているわけではないというふうに解釈すればよろしいでしょうか。

学校教育部参事 教育委員会の傍聴につきましては、いすが固定ではございませんので、傍聴人が多そうなどときにはなるべく入れるような配慮をしてきました。これからも可能な限りは傍聴人が、希望する人は全部入れるような、そういう方向では進めたいというふうに考えています。

委員長 あと、どうしてもという場合は抽せんという……。

学校教育部参事 そうはいいましても、やはり一定の物理的な制限がございますので、例えば100人を超えるようなケースでは抽せん等も考えられるということです。それは適宜判断させていただきたいというふうに考えております。

井関委員 文面から見ると、要するに、前のですと、住所及び氏名を書かない限り、傍聴人は傍聴の交付をもらえないというふうに読めますけれども、別に今みたいな抽せんとか、そういうときに必要な名前を書くとか、そういうことはあり得るわけですね。

学校教育部参事 傍聴人の資格としまして、例えば市内に在住しているとか、そういうのがあれば住所を書いていただくということが必要かと思いますが、今、傍聴人については広く開放していますので、あえてそれを書いていただく必要はないということで、希望される方についてはすべて傍聴券を発行しているということで対応したいというふうに考えています。

委員長 ほかにありますか。 ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第68号 町田市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第69号 町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第69号は、町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

本件は、スポーツ課が組織変更すること、体育施設の管理運営を指定管理者にゆだねることに伴い、体育施設スポーツ指導員制度を廃止すること、学校ネットワークの整備により学校のコンピューター関係業務を指導課へ一元化する等の理由により改正をするものでございます。

詳しくは、2枚目の裏から新旧対照表がございます。

まず最初に、スポーツ課の関係ですが、改正前は係制をしいておりましたが、係制をなくすということと、2枚目の方に、学校教育部指導課の中に、(15)で「学校ネットワークの運用及び管理に関すること」を加えるということと、その下、生涯学習部スポーツ課の中で「体育施設スポーツ指導員に関すること」が改正前にございましたが、指定管理者制度の移行に伴いまして、それを削除するという内容のものでございます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

井関委員 この文面で見ますと、スポーツ課が小さくなるということは書いていないんですけども、係が幾つかなくなるということは縮小されるのではないかなと思うんですけども、そういう場合は、前の職員の人とかスポーツの指導員の方というのは、スムーズにうまく次の仕事なりなんなりはいくようになっていくのでしょうか。

スポーツ課長 今回、特にこの議案の中でお示ししていますように、体育施設を運営する上で、スポーツ指導員といった職員を嘱託採用しておりました。現在、この方が6名いらっしゃいます。この方につきましては、次の指定管理者の方で今までと同様の条件で採用していただくということで対応しております。

あと、正規職員につきましては現在19名の体制で進めておりますけれども、今後、体育館の運営等につきましては指定管理者の方にゆだねるということで、その部分に対応した業務が減るということで、定数上、減っていくという形になります。

岡田委員 指導課の方に、「学校ネットワークの運用及び管理に関すること」ということで、お仕事がふえるようなんですけども、今も指導課というのはかなりお忙しいところかなというふうに認識しているんですけども、人員のふえるような予定とか、あるいはその辺のところは大丈夫なのかなとちょっと心配になりました。

学校教育部長 教育センターの方にサーバーを設置しておりますので、その管理事務ということであります。今回、整備では最初の年ですのでかなり手間はかかりましたけれども、次年度以降はそれほどではないだろうというふうに判断をしております。また、実際に管理ということになりますと、人数というよりも、むしろ知識の面が重要になってまいりますので、そういう点では総務部の職員課の方と適切な人材を配置していただくように今調整をしているところであります。

委員長 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第69号 町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第70号 教育委員会表彰についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第70号は、教育委員会表彰について同意を求めるものでございます。

表彰の理由ですが、本年3月をもって定年退職をされる校長の中から、特に町田市公立小中学校長会の会長をそれぞれ歴任し、本市学校教育の向上に寄与された別紙の方に対し、町田市教育委員会表彰規程第2条第6号の規定により表彰をするものでございます。

別紙にございますが、それぞれ小学校、中学校長会会長を歴任されたお2人について表彰をしたいというものでございます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第70号 教育委員会表彰については、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり同意することに決しました。

議案第71号 平成17年度教職員に対する感謝状の贈呈についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第71号は、平成17年度教職員に対する感謝状の贈呈について同意を求めるものでございます。

これは、町田市の学校教育の向上と発展に多大な貢献をされ、このたび退職される教職員の方々に対し、町田市教育委員会感謝状贈呈事務取扱基準に基づき、感謝状を贈呈するものでございます。

2枚目にございますが、感謝状を贈呈するの方々ですが、それぞれ学校名、前職名、氏名、在職年数というふうでございますが、60名の方々にお贈りをするということです。副校長はおりませんが、校長については、本市に3年以上在職した者、教職員については本市に10年以上在職して退職をされる方ということでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

井関委員 在職年数について質問なんですけれども、校長先生は4年とか、あるいは15年と書いてありますけれども、実際に教諭として町田に在職された年数というのはもっと長いような感じがしますけれども、そういう意味で、ここに書いてある在職年数というのは、校長としては何年、教諭としては何年、こんなふうに考えればよろしいですか。

学校教育部参事 ここに書いてございます在職年数は、町田市の中での在職年数ということで限定させていただいていますので、ほかから校長で町田市に異動してきた人はもっと長いケースもあるかと思えます。あくまで町田市の在職年数です。

井関委員 ごめんなさい。質問は、町田市の小学校とか中学校で前にずっと教諭としておられて、どこか向こうへ行って校長で帰ってきたという、町田市に在職した年数はもっと長いではありませんかという質問です。だから、それはここにはカウントしていないんですねという意味です。

教育長 贈呈者で校長については、町田市での校長としての在職です。ですから、校長ではなくて、それ以前に当時教頭ですとか、それから教員としてはもっと長い方がいらっしゃると思えます。この在職年数は、校長については町田市での校長としての在職年数でございます 失礼しました。校長、副校長、教頭としてのですね。

井関委員 管理職として……。

教育長 管理職として。

委員長 教諭はあくまでも町田市内の教諭としての年数ということでしょうか。よそへ行って戻ってきても、両方を加えるわけですね。

学校教育部参事 加えた通算でカウントしています。

委員長 ほかにございますか。 以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第71号 平成17年度教職員に対する感謝状の贈呈については、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり同意することに決しました。

議案第72号 学校医等の委嘱についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第72号は、学校医等の委嘱についてでございます。

本件ですが、2005年度の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が2006年3月31日をもって満了になるため、町田市公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任用に関する規則に基づき、2006年度の委嘱を行うものでございます。

別紙以降にございますが、それぞれ学校名がございまして、学校医としては、内科医、眼科医、耳鼻咽喉科医、これは各学校1名ずつということです。それから、整形外科医については、肢体不自由児学級が設置をされている学校にお願いをするということでございます。学校歯科医についても、同じく各学校1名、学校薬剤師も同様でございます。

最後のページのところに、学校医等の名簿 9というのがございますが、これについては精神科医でございますが、これは2年前からだったでしょうか、今までそれぞれ障がい児学級にお願いをしておりましたが、ブロックごとにとということで、担当校名とございますが、6名の精神科医の先生に、おおむねそれぞれ10校ずつ担当をしていただくというようにお願いをするものでございます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

岡田委員 以前にちょっとお伺いしたときに、学校医というのは医師会の方に一任しておられるというようなことで伺っているんですね。ただ、たびたびあることではなくて本当にたまなんですけれども、この先生はというような評判を耳にすることもございまして、私も何回か申し上げたのは、1つには、やはり学区の近くに住んでいらっしゃる、特に内科医、眼科医、耳鼻咽喉科、歯科医なんていう先生方ですと、学校で診ていただいた先生にそのまま通うというようなことができれば、それはそれでスムーズな治療が行えるということもありますので、そうしたご配慮をいただきたいということと、それから、多少はその学校の保護者の方たちの評判等々も聞いていただいて、医師会の方に要望として伝えていただけるような橋渡しを仕事としてしていただきたいなというふうに思っております。

委員長 岡田委員の耳に入った評判というのは、具体的に言うと、例えばどんなようなことなんですか。

岡田委員 割合に高圧的な物の言い方をされる先生がいらっしゃる、子どもが相談に行ってもその校医をしていらっしゃるんですけれども、その子どもたちよりも都心の子どものための診療の方が大事だということで診ていただけなかったとか、そういったようなお話もちょっと聞いたことがあります。

委員長 ということ、何かありますか。

学務課長 各医師会等からの推薦ということで、全部この中で決めさせていただいておりますけれども、ご指摘のとおり、近くの学校医さんの方がよろしいというのはあるかと思ひます。

また、評判等のこととありますが、これにつきて、できる範囲で情報として医師会の方にお伝えをしていくということの努力はしたいと思ひます。

岡田委員 やはり満足のいくような形で保護者の方も安心して学校生活を過ごすには、先生方、お医者さんというのも大事だと思ひますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

委員長 そういう強い要望がありましたので、ぜひまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにとありますが、 ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第72号 学校医等の委嘱については、原案どおり可決することに異議とありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第73号 町田市公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第73号は、町田市公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程についてとあります。

本件は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部改正に伴い、規定の整備が必要となったため改正をするものとあります。

別紙の方に、2枚目、3枚目に新旧対照表がとありまして、どちらかというとな事務的な整備ということだと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かとありますが、よろしいですか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第73号 町田市公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程については、原案どおり可決することに異議とありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第74号 感謝状の贈呈についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第74号は、感謝状の贈呈について同意を求めるものでございます。

本件ですが、町田市立各小中学校において、多年にわたり図書指導員として町田市の学校教育の向上と発展に寄与された方に対し、町田市教育委員会感謝状（贈呈）基準事務取扱基準に基づきまして、感謝状を贈呈するものでございます。

2枚目でございますが、5年以上の図書指導員さんに今回感謝状をお贈りしたいということで、21名の方にお贈りをするという内容のものでございます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

井関委員 質問ではないんですけども、どこの小中学校に行っても、この指導員制度ができたために、ほこりまみれだった本がきれいになって非常によかったというふうみんな感謝されています。

それから、学校によっては子どもの第2保健室みたいになっているようなところもありまして、本当にわずかな謝金でやられているんだと思うんですけども、少しでもその努力に報えるものだったらありがたいなと思って、賛成いたします。

委員長 以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第74号 感謝状の贈呈については、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり同意することに決しました。

議案第75号 校長・副校長の任命（新任）に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第75号は、校長・副校長の任命（新任）に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めるものでございます。

本件につきましては、理由としては、緊急を要したため2006年2月22日に臨時専決処理をいたしましたので、本日承認を求めるものでございます。

内容としては、つくし野小学校の校長先生がお亡くなりになったということで、早期の

校長配置をお願いしてまいりました。3月1日付で、それぞれ校長、校長については市内の副校長から、市内の副校長が昇任いたしましたので、その後には市外の主幹の方が昇任ということで発令をされまして、事前に内申をしたという内容のものでございます。

別紙にそれぞれ新任の校長、副校長については記載をさせていただきました。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。これは既に3月1日に発令されて、新聞等でも発表されておりますし、既に着任をしておりますので、臨時専決処理が済んでいることでございます。よろしいでしょうか。 以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第75号 校長・副校長の任命（新任）に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり承認することに決しました。

議案第76号 町田市体育施設条例等の一部を改正する条例（案）の臨時専決処理に関し承認を求めることについてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第76号は、町田市体育施設条例等の一部を改正する条例（案）の臨時専決処理に関し承認を求めるものでございます。

本件ですが、平成18年第1回町田市議会定例会に上程するため臨時専決処理しましたので、本日、教育委員会で承認を求めるものでございます。

条例の改正理由ですが、主に2点ございまして、1つには、総合体育館、サン町田旭体育館及び室内プールの休館日を毎週月曜日から毎月第1、第3月曜日に改めるもの、2点目として、会議室の利用料金をスポーツに利用する場合とその他の事業等に利用する場合で分けておりましたが、利用目的を問わず一律の料金とするという2点でございます。

いずれも休館日を減らすということで、逆に言えば開館日をふやすということと、会議室についてもなるべく利用しやすいようにというふうな内容でございます。

なお、詳しくは生涯学習部長の方から説明させていただきます。

生涯学習部長 議案第76号につきまして、教育長に補足をして説明をさせていただきます。

本議案名に、まず「体育施設条例等」という「等」が付されておりますけれども、これにつきましては、昨年6月に体育施設条例の全部改正を行っております。この施行が本年

の4月1日からということと、現行の条例と未施行の条例を両方一度に改正するということから、「等」と付されたものでございます。

本条例の改正の要点でございますけれども、今、教育長の説明にありましたように、総合体育館、サン町田旭体育館及び室内プールについて、休館日の変更と体育施設の会議室の利用料金について改正を行うものでございます。

議案書の3枚目をお開きいただきたいと思います。3枚目と、その次のページの新旧対照表、これを比較していただきたいんですけども、別表第3（第10条関係）の部分です。その下線の部分でございますけれども、休館日につきましては、今まで大型施設の維持管理ということで、総合体育館、サン町田旭体育館及び室内プール及び陸上競技場について、定期的な整備を必要といたしますことから、また、その他の各施設についても施設等の整備のために毎週月曜日を休館としておりました。しかし、体育館の利用者等のニーズでは体育館の利用状況が飽和状態にあることから、休館日の縮減を求める声が寄せられております。本年4月1日から体育施設の管理運営につきましては指定管理者にゆだねることから、この対応について指定管理者と協議をしましてまいりました結果、隔週での休館が可能となりましたので、総合体育館、サン町田旭体育館及び室内プールについて、休館日を第1、第3月曜日として変更をします。これによる体育館の利用は拡大がされるということでございます。

また、大型施設の1つであります陸上競技場でございますけれども、利用実態から、現行どおり、毎週月曜日を休場日といたしたいということです。

次に、その次のページ、議案書4枚目から7枚目までになりますけれども、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

別表4（第16条関係）の部分でございます。後ろから2枚目のページをお開きいただきたいんですけども、2枚めくっていただいて、ちょうど3枚目の左側になります。左側の第2条の新旧対照表とありますけれども、今まで、ア、スポーツに利用する場合の利用料金、イ、その他の事業等に利用する場合の利用料金表に、総合体育館、サン町田旭体育館及び室内プールについて、会議室の利用料金がそれぞれの表に組み込まれておりましたけれども、これを新たな別立て表にしたということです。

また、利用料金につきましては、スポーツでの専用利用の場合の利用料金とその他の事業等に利用する場合の利用料金等を区別した利用料金表となっておりますけれども、その区分が利用実態にそぐわないこと、並びに利用の促進を図るということから、その区分

を廃止しまして、一律の利用料金体系にしたということです。これによりまして、スポーツでの専用利用の場合の利用料金となりまして、その他の事業等に利用する場合の利用料金の実質的な値下げをさせていただくというものでございます。

本条例の施行につきましては、本年4月1日ということでございます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

岡田委員 会議室のところのスポーツ目的の利用とその他の事業に関する利用ということなので、実質、値下げということでお話を伺ったんですけども、これまでに会議室をスポーツに利用するというような事例がそんなにたくさんあったんでしょうか。スポーツ目的の利用ということで考えると、余り適当な施設とは言えないような、中でスポーツをするのには不向きかなというような感じがするんですけども、いかがなんでしょうか。

生涯学習部長 この会議室につきましては、大きな大会だとか、そういうことを行う場合に利用されるケースが非常に多うございます。あとは、その会議室を利用してスポーツを行うとか、そのようなことは今現在ございません。今後、これを「スポーツネットまちだ」等に掲載して、会議室の利用についても一般の市民が利用できるような形に改善をしていこうというものでございます。

委員長 ほかにございますか。これも今説明がありましたように、3月の第1回町田市議会定例会に上程するというので既に専決処理をされております。よろしいでしょうか。では、以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第76号 町田市体育施設条例等の一部を改正する条例（案）の臨時専決処理に関し承認を求めることについては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり承認することに決しました。

議案第77号 町田市体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第77号は、町田市体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則についてでございます。

本件ですが、体育施設の利用登録申請書（個人・団体）の様式から男女の記載を削除す

ることと、総合体育館及びサン町田旭体育館の会議室について、「スポーツネットまちだ」（町田市施設案内予約システム）による予約ができるようにするということが改正の理由でございます。

なお、詳細についてはスポーツ課長の方から説明させていただきます。

スポーツ課長 今ご説明したとおりですが、若干補足させていただきますと、まず予約システムにつきまして、新たに総合体育館及びサン町田旭体育館の会議室の利用を予約システムに対応させるということですが、室内プールの会議室につきましては、従来から専用利用じゃなくて、ほとんどが個人利用ということで、システムそのものも対応させておりませんでした。ですから、今回、室内プールにつきましては予約システムでは対応いたしておりません。

それから、利用登録申請書の様式の中から男女の記載を削除するといったことですが、これもこちらの方で登録上、特に必要とする情報ではないということで、今回改めさせていただきました。統計上、必要かなという議論もあったんですが、男女差によって施策展開するまでもないだろうということで、今回こういった結論に至ったということです。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かありますか。 以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第77号 町田市体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第78号 町田市体育指導委員の委嘱についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第78号は、町田市体育指導委員の委嘱についてでございます。

本件ですが、町田市体育指導委員設置に関する条例第5条及び体育指導委員の設置に関する規則第4条の規定により任期満了のため、委嘱をするものでございます。

なお、任期は2008年3月31日まででございます。

別紙ですが、委嘱するということで、4月1日付でそれぞれ別紙の方をお願いをするということで、全員再任ということでございます。再任の括弧の方は、何期目ということでございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。 以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第78号 町田市体育指導委員の委嘱については、原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第79号 平成17年(ノ)第61号債務不存在確認請求事件の調停の臨時専決処理に関し承認を求めることについてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第79号は、平成17年(ノ)第61号債務不存在確認請求事件の調停の臨時専決処理に関し承認を求めるものでございます。

本件は、(仮称)町田市立文学館建設工事に際して、既存施設の施工不良に起因する経費の支払いを求めた町田市を相手方とし、既存施設の施工業者が平成17年11月4日に町田簡易裁判所へ申し立てを行い、現在調停中の債務の不存在確認請求事件について、裁判所からの調停案を受け、これに応じることとし、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、平成18年第1回町田市議会定例会に上程するため、臨時専決処理をしましたので、承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、生涯学習部長の方から説明させていただきます。

生涯学習部長 それでは、教育長の説明に補足をして説明をさせていただきます。

議案第79号でございますけれども、本件は、申立人株式会社間組より、町田市を相手方として、債務不存在確認請求事件の調停の申し立てでございます。

本事件の経過と概要でございますけれども、間組と町田市は、昭和52年8月9日、町田市民館建築工事請負契約を締結いたしまして、間組が建築工事を請け負い、これを完成させております。その後、平成16年7月、町田市は本施設を新たに(仮称)町田市立文学館とするため増改築工事に着手しましたところ、既存施設の躯体構造にコンクリート圧縮強度の低下や鉄筋被り厚不足等の施工不良を発見することに端を発したものでございます。

町田市は、旧施工業者である間組等に対しまして、施工不良箇所の修補等を 補修を専門的に修補と言うらしいんですけれども 行うよう請求し、間組等の費用負担によ

り、平成17年5月末日にかけて修補工事を完了したものでございます。

しかしながら、間組等の費用負担により修補工事は完了いたしましたけれども、町田市の負担しました不良工事に伴う躯体調査費用等の支出経費5423万4000円につきまして、町田市として間組等に対し、その支払いを求めておりました。これに対し、間組は平成17年11月4日、支払い義務のないことを確認する旨の調停申し立てを町田簡易裁判所に行いました。これにより、調停員の仲介のもと3回の調停が行われまして、町田簡易裁判所から調停案が示されましたので、議会に上程するため、教育委員会の了承をお願いするものでございます。

町田市としては、申立人である間組に対しまして、町田市の負担いたしました躯体調査費用等修補工事の施工のみでは補てんされない支出経費の支払いについて、調停以前から協議を行いまして、調停におきましても再三説明いたしましたが、間組からは、法律上の支払い義務がないことを前提として申し立てがなされ、結果として、申立人である間組が町田市に800万円の支払いを行うということでの調停案が簡易裁判所から示されたものでございます。

この調停案に対しまして、町田市としては、不承ではありますが、法律上の支払い義務がない形から、町田市に800万円の支払いを行うということで簡易裁判所からの調停案の提示がされましたために、やむを得ずこれを受け入れるものでございます。

詳細につきましては、お手元にご配付申し上げました議案資料のとおりでございます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。これも3月の議会に上程をするということで専決処理がなされております。よろしいでしょうか。 では、以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第79号 平成17年(ノ)第61号債務不存在確認請求事件の調停の臨時専決処理に関し承認を求めるものについては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり承認することに決しました。

以上で、日程第2、議案審議事項を終了します。

日程第3、協議事項に入ります。

町田市立小学校及び中学校の学校選択制度実施要綱についてを協議いたします。

学務課長 町田市立小中学校の選択制度につきましては、通学区域制度の弾力化をさらに発展させた制度といたしまして、対象者は新小学校1年、新中学校1年とする、あるいは選択方式は全校選択制とする等を基本的な考え方といたしまして、2004年4月入学児童生徒からを対象として実施をしてきております。

実施に際しましては、内部規定といたしまして、町田市立小・中学校選択制度実施計画を作成し、行ってきたところでございますが、本制度は開始から3年となります。このことから、本制度の実施に対する規定については要綱として整備することといたしました。ついで、別紙のとおり、学校選択制度実施要綱を選定し、2006年度から施行してまいりたいと考えてございます。

なお、要綱規定内容は、現在の実施内容を整備したものでございます。

内容につきましてでございますが、目的につきましては、就学すべき小学校または中学校の指定の弾力的な運営を図るとともに、就学予定者の保護者に学校選択の機会を提供し、もって児童及び生徒のより豊かな学校生活の実現に資することを目的とする。

定義といたしましては、学校選択とは、市内に住所または居所を有する就学予定者の保護者が町田市教育委員会に対し、通学区域外の市立の小中学校または中学校に就学させることを希望する旨を申し出ることをいう。

受入枠でございますが、各小学校及び中学校の施設その他の状況を勘案し、0人から40人までの範囲で定めるものとする。

保護者への通知、教育委員会は、市内に住所または居所を有する就学予定者の保護者に対し、入学期日の6カ月前の日までに、学校選択をすることができる旨、及びその手続を書面で通知するものとする。

学校選択の申請につきましては、学校選択をしようとする保護者は、教育委員会が別に定める期限までに教育委員会に申請しなければならない。

学校の指定でございますが、ここに書いてございますが、教育委員会は、第5第1項の規定による申請があったときは、当該就学予定者の就学すべき小学校または中学校を指定するとともに、保護者及び当該小学校または中学校の校長に対し、その旨を通知するものとする。

その下にございますが、2としまして、就学を希望する就学予定者の人数が当該小学校または中学校の受入枠を超えたときは、教育委員会は、公開による抽せんにより入学決定者を決定するものとする。

そのほか、待機者の登録等、就学の辞退、入学決定者の繰り上げ等について規定してございます。

よろしく願いいたします。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

岡田委員 第3項ですか、「受入枠の設定」というところなんですけれども、0人から40人までという数字をここではっきりと記載しているんですけれども、施設、あるいはそのときに入学予定者の数ということ考えた場合にはおのずと決まってくるわけですので、ここで具体的な数字を書かなくてはいけない根拠というか、理由というのはどういうことなのか、もしかしたら必要ないのではないかというふうに私は思いますので、お聞かせいただけますでしょうか。

学務課長 まず1つは、40人ということは1クラス分、要するに1学級の増加を上限とするということで、今までの検討経過の中で決まってきました。これにつきましては、従来の計画の中でもなっております。また、枠の中で0人というのは特殊な事例でございますので、施設がどうしてもその人数が入らないという場合には、やむを得ず0人ということも今年度におきましても枠で3校ほどそういう学校はございましたがしなければならぬという事態がございます。これにつきましては、保護者の方のそういうことの希望もあるわけなんですけれども、0人としなければならぬということの中での選択でございますので、やはり明らかにした上でお示しして、保護者の方にもご説明する必要があるので、人数的なものもこの中で明らかにしているという今までの検討の経過がございます。

岡田委員 大体1クラスぐらいということでやってきた経過についてはわかります。0人という方はもう仕方ないということで理解できるんですけれども、上限が1クラスということで限定しておいて、将来的にもしかしたら1クラス以上あってもいいのではないかなというような発想が生まれてこないかなというような気がちょっとするんですね。その場合には、また弾力的にこういうところを改正していけばいいことではありますので、今回はこれで構わないと思いますけれども、1クラスというような限定がどこまで枠として必要なのかどうかということについては、何かご意見は……。

学校教育部長 もう少しふやすということもあり得るのではないかとこのことを前提のご意見だというふうに承りましたけれども、それは将来的にあるかもしれませんが、まず

この学校選択制の前提が、いわゆるさまざまな学校の活動の特色に応じて児童生徒が学校を選ぶというところにウエートを置いた制度ではないということが1点ございます。つまり、この制度の出発に当たって、いわば隣の学区の小学校に、近いのになぜ行けないのかという通学の事情というものを一番念頭に置いた形で制度が発足しているという経過がございます。そういう点では、実際の運用の中で必ずしも適切とは思えないような事例は出ておりますけれども、現時点においては、そういうこの制度の検討に当たっての考え方を踏まえた上での組み立てとして考えているということでもあります。

したがって、現時点においてはその考えを踏襲しておりますので、40人を80人とかというふうな形では考えていないということでもあります。

井関委員 説明があったかと思うんですけども、今回初めて見たものですから、第5の関係ですが、一たん学校選択が締め切って終わった後のこと、途中についてなんですけれども、これは第7の3で「別に定めるところによる」というんですが、この途中、終わってしまった後で次の入学までに移転してきたような方に対して、具体的にはどういうふうになっているかというのをもう1度説明していただけますか。

学務課長 締め切りました後につきましては、転入あるいは転居ということでお子さんがいらっしゃいますが、このお子さんたちにつきましても、この制度については当然適用ということでなっております。

期間につきましては、最終的には入学式の当日が最終日ということで、そこまで受け入れをしているということです。ただ、現実的には、例えば枠があいている学校につきましては、そういうことで従来の当初からの在住のお子さんと同じように選択ができます。ただ、抽せん等で既に枠が決まってしまうと入る枠がないというようなところの学校につきましては、どうしても後の方のお子さんについては申請できないという1つの制約もございます。

ただ、基本的には、学務課の方に直接申請書を出していただくか、郵送等でいただきまして、期日の目いっぱいまで申請をお受けして、枠があいておればその学校に行っていただくということもございます。

委員長 町田市の小学校、中学校の学校選択制度というのは、さっき学校教育部長から話がありましたように、あくまで通学路の弾力的な運用というのが主たる目的で制定されたということなので、それにのっとった要綱ということでご理解をいただければと思います。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。町田市立小学校及び中学校の学校選択制度実施要綱については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり承認することに決しました。

日程第4、報告事項に入ります。

大変たくさんございますけれども、特に追加はございませんか。 ございませんね。

それでは、教育総務課から順にお願いをしたいと思います。

学校教育部参事 それでは、1番の町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱の一部改正についてご説明申し上げます。

教育委員会の非常勤の嘱託員につきましては、基本的には本要綱で行うわけですが、勤務条件等でこの要綱に合わない者については適用除外としております。今回改正させていただく理由として2点ございます。

1点目は、町田市立小・中学校学校サポーターの設置に関する要綱が1月1日から適用ということで、この要綱から適用除外するというのが1点でございます。それから、2つ目の理由としましては、4月1日から体育施設の管理運営を指定管理者にゆだねることから、要綱の適用除外から削るという2つの内容を持っております。

学務課長 続きまして、町田市通学費補助金支給要綱の一部改正について報告させていただきます。

通学費補助金対象者につきましては、今回、対象者をより明確にするために文言の整理を行いました。具体的には、障がい学級の通級学級等通学者の扱いにつきまして、それから、教育委員会が別に定める特定の区域に居住する方の扱いについて文言で明確に表記いたしました。

なお、今回の改正では、特に対象者の改定等の変更はございません。

具体的な内容につきましては、別紙のとおりでございます。

指導課長 第3項でございます。町田市立小・中学校学校サポーターの設置に関する要綱の制定についてご報告申し上げます。

児童生徒の非行や問題行動の多発、あるいは特別な教育的支援を要する児童生徒への対応などに関しまして、学校の組織的な対応や関係機関との連携をもってしても解決が困難な状況を支援してまいるとともに、市教育委員会が必要と認めた場合に派遣する学校サポー

ターの設置に関して必要な事項を定めたものでございます。

この学校サポーターの派遣につきましては、既に本年度、第2学期から試行を始めておりまして、12月補正で予算措置をした上で、1月より正式に制度化しておるところでございます。

以上ご報告申し上げます。

社会教育課主幹 2005年度二十祭まちだ事業の結果についてご報告いたします。

お手元の資料をごらんください。

二十祭まちだにつきましては、今年度5年目となりましたが、今年度の新成人対象者は、表のとおり、男子2500名、女子2363名、計4863の方が対象でありました。

二十祭まちだの事業につきましては、成人の日のメインステージのほか、資料にありませんとおり、音楽、スポーツ、ダンス等、多岐にわたっております。

この中で、今年度特に新しい事業として、ボイスパフォーマンスコンテスト2005が行われました。カリヨン広場を会場に、2005年11月23日に開催して、これは特に声だけで競い合うボイスパフォーマンスのコンテストということで、新しい事業であります。

その他ありますが、特に成人の日の事業につきましては、前回、教育委員会でご感想をいただいているところであります。メインステージにつきましては、3000名の参加がありました。また、ボイスパフォーマンスあるいはダンスパフォーマンスの入賞者が出場しました爆笑バトルライブにつきましては、市民ホールのステージで6組23名が出場し、チケットにつきましては完売ということで、満席という形になりました。

また、下から2番目にありますプラネタリウムの作品につきましては、3月12日まで投影しております。2月28日までの観覧者数としましては、761名の方に見ていただいております。

その上に、まちだ男女平等フェスティバルということで、こちらはやはり新しい取り組みとして、1つは、オープニングステージのダンスステージのプロデュースを行いました。もう1つは、ガチンコトークということで、「居場所はどこにあるんだ」というテーマで、実行委員のメンバーを中心に話し場をつくりました。

また、一番下にあります中央図書館の方で、生まれた日の新聞のコピーということで、昨年は54名の方でしたが、今回は84名の方の希望がありました。

まだプラネタリウムの番組については3月12日まで上映ということになりますが、ここまでの参加ということで、1万4965名ということになります。

裏面をごらんいただきたいと思います。

これらの事業を実施したことをもとに、新成人式研究会主催の第6回成人式大賞に応募しましたところ、2月28日、審査会で成人式大賞の受賞が決定されました。この受賞については、3月10日の金曜日、1時半から、京都市の金剛能楽堂において開催されます全国成人式サミットinKYOTOにおいて授与式があります。これまで実行委員会は、第2回で成人式アイデア賞、第3回で成人式話題賞、第4回で審査員特別賞を受賞しております。今回、成人式大賞をいただくことになりました。

続きまして、2006年まちだ春休み子ども映画フェアについてご報告いたします。

チラシをごらんいただきたいと思います。この事業につきましては、教育委員会、子ども生活部、市民部、町田市文化・国際交流財団の共催で、昨年に引き続き第2回目となります。この事業のメインは、チラシの左側にあります、3月21日春分の日には市民ホールで開催します「スウィングガールズ」です。これは、映画を映画館で鑑賞する機会が少ないということで、鑑賞の機会を提供して、特に日本映画の振興を図るということで、文化庁、子どもの映画鑑賞普及事業に応募し、採択を受けています。昨年は「ジュブナイル」という作品でしたが、ことしはどちらかというと、小学生高学年あるいは中高生向けという作品で選定をしております。

また、チラシの右側にありますように、市民ホールのほか、市内の子どもセンター、市民センター等、10会場で社会教育課のフィルムライブラリー、あるいは市民ホールの予算で貸し出しを受けました作品を期間中上映いたします。

この事業の周知につきましては、小中学校のご協力をいただいて、全児童生徒にこのチラシを配付しております。

社会教育課市民大学担当課長 まちだ市民大学HATS 2006年度前期・通年講座の募集案内についてご説明申し上げます。

講座の構成は前年とほぼ同様で、通年2講座、前期7講座の合計9講座となっております。また、この中で、国際学は昨年ロシアを取り上げたものですが、本年度はインドを取り上げています。募集につきましては3月11日の市の広報に載せて、3月11日からいたします。募集案内については、市内の市民センターやその他施設に配布して配る予定になっております。

スポーツ課長 町田市スポーツ関係団体運営費補助金交付要綱を廃止する要綱についてご報告いたします。

現在のスポーツ関係団体運営費補助金は、昭和57年からスポーツ団体の育成支援のため、町田市体育協会を初め4団体に対しまして運営費の補助を行ってまいりました。お手元に配りました表の内容が2005年度の実績でございます。

これらの補助金のあり方につきましてですけれども、町田市行財政改革プランや補助金等のあり方に関する最終報告など、市全体での見直しの取り組みがなされてまいりましたが、特に本制度のように特定の団体に補助を行うことについては、その補助効果が測定しづらく、既得権化しやすいということから、特に強く見直しが求められてまいりました。

そこで、町田市のスポーツ団体ですけれども、補助4団体と協議を重ねてまいりまして理解を得まして、来年度、平成18年度から廃止するということになりました。

対応といたしましては、今後、指定管理者制度を通しまして私どものスポーツ振興事業に協力いただくということで、事業補助的に、間接的に支援していくということで対応いたしております。

続きまして、町田市体育施設スポーツ指導員設置要綱を廃止する要綱につきましてご報告いたします。

体育施設スポーツ指導員は、体育施設の事業として実施しています各種スポーツ教室の指導を職務とする嘱託職員です。平成18年度から、体育施設の運営は事業の実施を含め指定管理者にゆだねられることから、教育委員会が直接任用する必要がなくなったため廃止するものです。

さきにご説明しましたように、現在任用しています体育施設スポーツ指導員は、現在と同様の勤務条件にて指定管理者に採用されることになっております。

続きまして、スポーツ課事務所移転についてお知らせいたします。

指定管理者との事務引き継ぎ等で、3月6日から、来週の月曜日からですけれども、私どもは森野分庁舎の方に移転いたします。それに伴いまして、電話番号、業務内容等、一部若干異なってまいりますので、お手元にお配りいたしました移転のお知らせのとおり、ご参照いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

図書館副館長（仮称）町田市立文学館建設工事の工期変更についてご報告を申し上げます。

先ほど議案第79号でも触れましたが、（仮称）町田市立文学館につきましては、既存施設の施工不良が発覚した関係で、2005年5月31日までの建設工事が2006年3月17日まで、

また、監理業務については2005年6月10日の工期を2006年3月22日まで、それぞれ工期変更をして年度内の完成を目指して鋭意建築工事を進めてまいりましたが、ここで本年2月初旬に、新たに改修部分の地下1、2階の地中外壁から湧水が発生をしているということが確認をされまして、その止水工事を行う必要が生じました。そのために、ここで再度建築工事並びに管理業務委託につきまして工期の変更をする必要が生じてしまいました。

2006年3月17日まで、また、3月22日までのそれぞれの契約につきまして、5月22日まで2カ月余り延長するということになりましたので、ご報告を申し上げます。

なお、今後の予定でございますけれども、5月下旬に竣工いたしまして、6月1日に引き渡し、開館につきましては、本年10月27日の開館予定を変更せずに、そのまま開館してまいりたいというふうに考えております。

博物館副館長 「陶磁のこま犬百面相 - 愛知県陶磁資料館コレクション」展開催要項についてご報告いたします。

開催期間が2006年3月28日から5月21日です。

開催趣旨としましては、いぬ年にちなみ、愛知県陶磁資料館蔵の陶磁製こま犬の数々をご紹介します。これは、愛知、岐阜の瀬戸・美濃地方で神社に奉納される陶磁製のこま犬をご紹介しますもので、古いものでは室町時代から明治時代にかけての計103点をご紹介します。ご紹介する資料は、愛知県の有形民俗文化財の指定を受けています。

会期中には、講演会1回、それからギャラリートーク3回を予定しております。

関連する印刷物としては、リーフレット5000枚、ポスター500枚を予定しています。

協力者が愛知県陶磁資料館、伊勝八幡宮、名古屋市博物館ということになります。

公民館長 2006年度ことぶき大学の受講生募集の案内についてご報告させていただきます。

2006年度の公民館事業でありますことぶき大学のプログラムができ上がりましたので、ご報告いたします。

コースは10コースです。その中で健康マージャンにつきましては午前と午後の2コース、そうしますと11コースというふうな形になります。

募集人員は総数930名、対象者は、例年どおり4月1日現在で60歳以上の町田市在住の方で、全回出席できる方ということになります。

募集は4月1日から、締め切りは4月21日までということになっております。

国際版画美術館副館長 「新収蔵作品展」の結果報告と「第19回町田市公立小中学校作

品展」の結果をご報告いたします。

「新収蔵作品展」につきましては、入場者が7168名、「第19回町田市公立小中学校作品展」につきましては1万6360人となっております。「第19回町田市公立小中学校作品展」につきましては、昨年より入場者が若干ふえております。

委員長 以上で報告が終わりました。これより質疑に入ります。一括して何かございましたらどうぞ。

井関委員 報告事項2番目の町田市通学費補助金ですが、先ほど学校選択について、オーバーした人の措置について、抽せんがあった学校についての措置をご説明いただいたんですけども、この場合、ちょっと文面がよくわからなかったんですが、通学区域外に選択をした人に学校選択した場合には、通学費は補助されると読むんですか、しないと読むんですか。

学務課長 学校選択制度を使った場合につきましては、通学費の補助金の対象にはなりません。

岡田委員 二十祭まちだのガチンコトークのところに私は行けなかったんですけども、もしそこで聞かれていたら、今の若い方が「居場所はどこにあるんだ」ということで、町田についてはどう考えているようだったかということを一言教えていただきたいんですが。

社会教育課主幹 当日は、実行委員9名参加で、お客様は残念ながら余りいなかったんですが、どちらかといいますと、なぜこの二十祭まちだにかかわったのか、かかわったことが、まず自分たちにとって快い居場所としてどうであったかというような感想から始まりまして、そういう意味では、学校以外の場所に自分たちがどうかかわって、どうすれば自分たちの居場所として持てるのかというようなことを本音で話すという形になりました。

また、この企画については次年度もぜひやりたいという若者の声がありましたので、少し発展系のものが生まれるかというふうに期待しております。

委員長 スポーツ課長、先ほどの報告の中で補助金の廃止という説明があって、一番多いところで500万円近い廃止ということで、ご理解を得たというお話でしたけれども、スムーズにご理解が得られたんですか。それともこれは、そこに至るまで相当いろいろ話し合いというか、そういうのはあったんですか。体育協会ですか、いろいろなスポーツの大会や何かに参加すると、その中で結構補助金に対するいろいろな意見を聞かされることが

今までもあったので、それが今度一どきに廃止されて、本当に今度はどうなるのかなという気持ちがあるが、伺う範囲では、率直にそういう感じを受けるわけですが、いかがでしょうか。

スポーツ課長 各団体と説明会、協議会、その他何回か繰り返してきまして、体育協会は特にお話にあったように、かなりの高額です。4回ほど協議を重ねておりました。結論からいえば、今回、団体に対して補助金を出すという形態はなくなりますけれども、指定管理者と市民のためのスポーツ振興事業を協働でやる限りにおいては、従来支出していた補助金相当額につきましては予算上担保しますという前提でお話をさせていただきました。ですから、そういったことの内容がご理解いただける経過の中で納得していただけてきたということです。

ですから、当初は補助金がなくなるということではいろいろとご批判いただきましたけれども、今回の新しいシステムを理解していただく中で、最終的には理解いただいたというふうには思っています。

委員長 そうすると、いわゆる体育協会の例でいえば、体育協会の各加盟団体が今まで主催事業としてさまざまな大会だとかイベントを行ったと思えますけれども、その質とかレベルとか、そういったものは現状維持か発展できるような形をぜひ、市長さんを初め、いろいろなところでスポーツの町、町田とか、そういうごあいさつ、そういうキーワードが出てくるわけですが、その結果、質やレベルが落ちるようでは、やっぱりいけないと思えますので、指定管理者の制度を導入するに当たって、ぜひそこあたりをまたご努力をいただければと思います。

それから、社会教育課主幹から、二十祭まちだ、ありがとうございました。今回、成人式大賞をいただいたということで、これは大変名誉なことだと思いますし、町田市のいわゆる成人式がこういう形で全国的にもアピールできたということで大変よかったと思うんですが、それに至るまでには歴代の実行委員の皆さんの努力と、それから、それをサポートしていただいた社会教育課の皆さんのご努力があったればこそだと思いますので、改めてお礼を申し上げて、実行委員会の皆さんにもよろしくお伝えをいただきたい、このように思います。

ほかにごありますか。 ないようですので、以上で第12回定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時31分閉会